



インサイダー取引規制と適正開示 について

～市場監視の現場から公認会計士の皆さまに望みたいこと～

平成21年10月8日(木)

証券取引等監視委員会事務局 課徴金・開示検査課

後藤 健二

— 概要 —

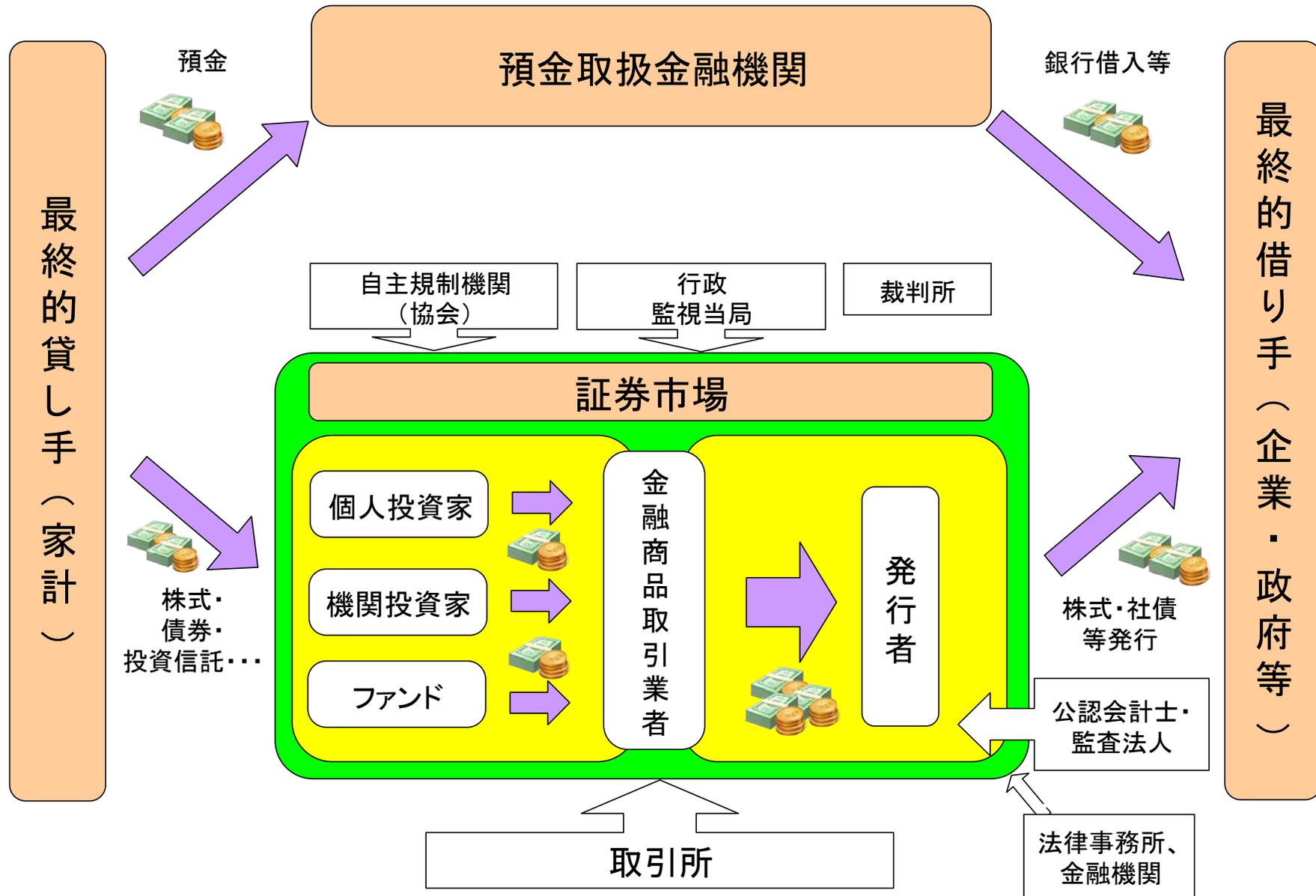
- 1 . 金融システムの中の証券市場
～ 皆で守るシステムとしての機能

- 2 . 適正な価格形成と情報の重要性
 - (1) 適正な情報開示
 - (2) 不公正取引の防止
～ インサイダー取引規制を中心に

- 3 . 課徴金事例集から

- 4 . 証券監視委の機能と活動状況

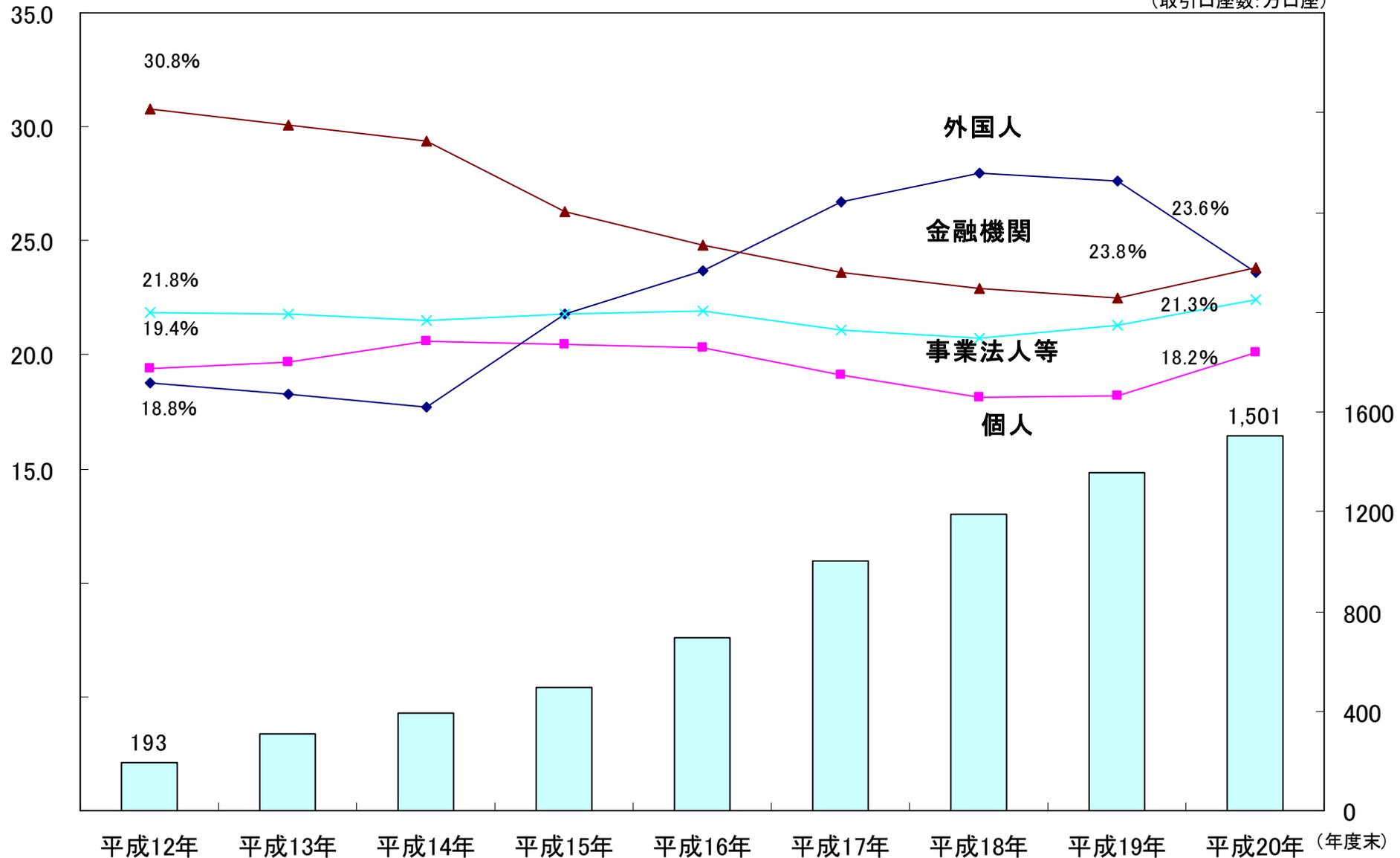
金融システム



我が国の投資主体別株式保有比率(金額ベース)とインターネット取引口座数の推移

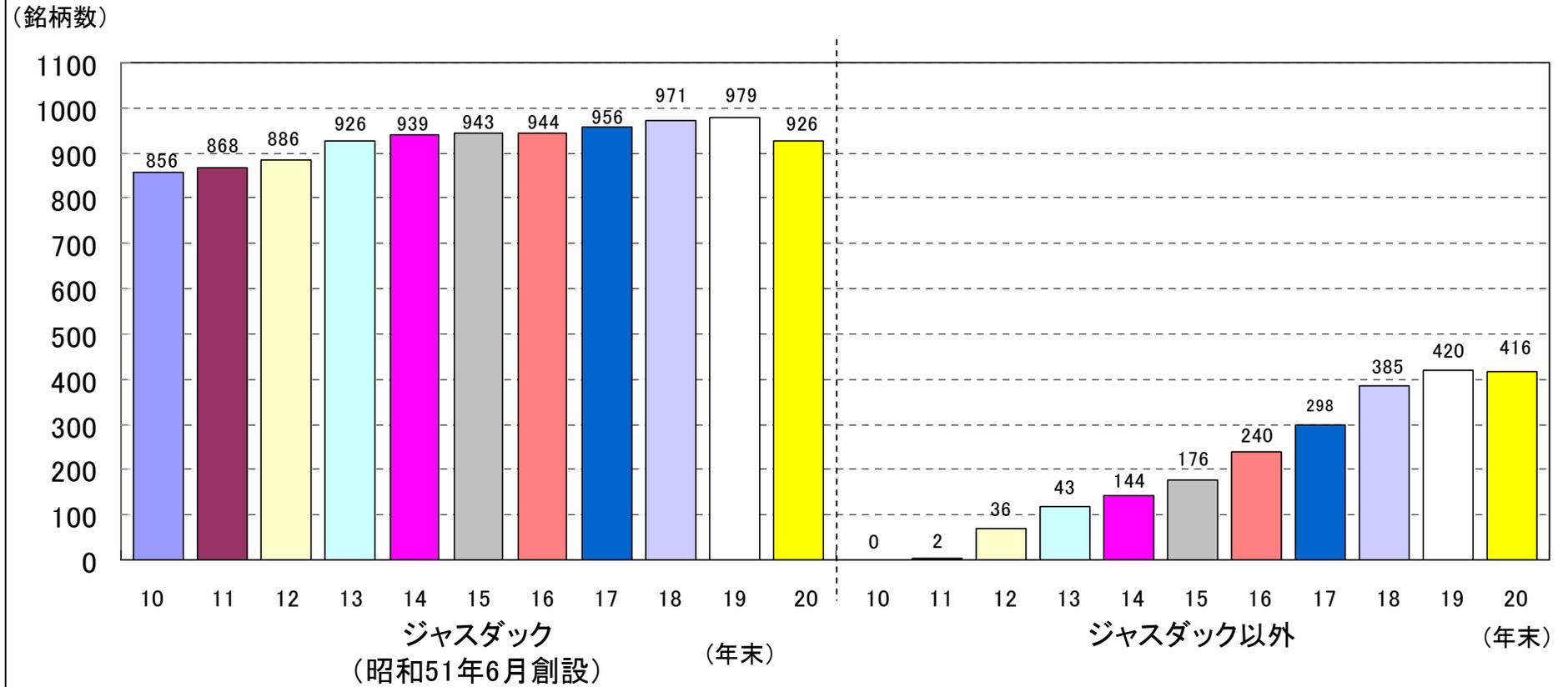
(保有比率:%)

(取引口座数:万口座)



(出典) ・保有比率については、東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所「平成20年度株式分布状況調査」より作成。
 ・インターネット取引口座数については、日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果について」より作成。

我が国新興市場の上場銘柄数推移



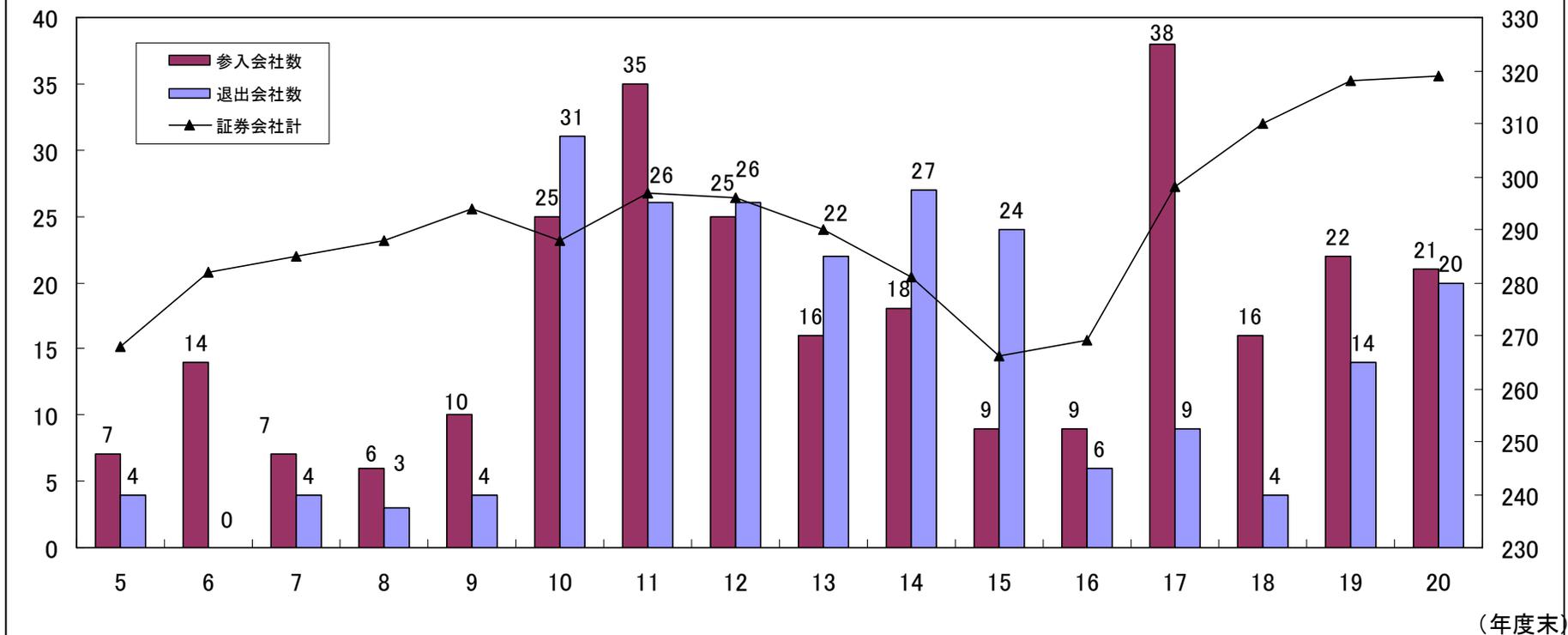
(注) ジャスダック以外には、以下の各市場が含まれる。

- ・東証マザーズ(平成11年11月創設)
- ・大証ヘラクレス(平成12年5月創設)
- ・名証セントレックス(平成11年10月)
- ・福証Q-Board(平成12年5月創設)
- ・札証アンビシャス(平成12年4月創設)

証券会社の参入・退出等の状況

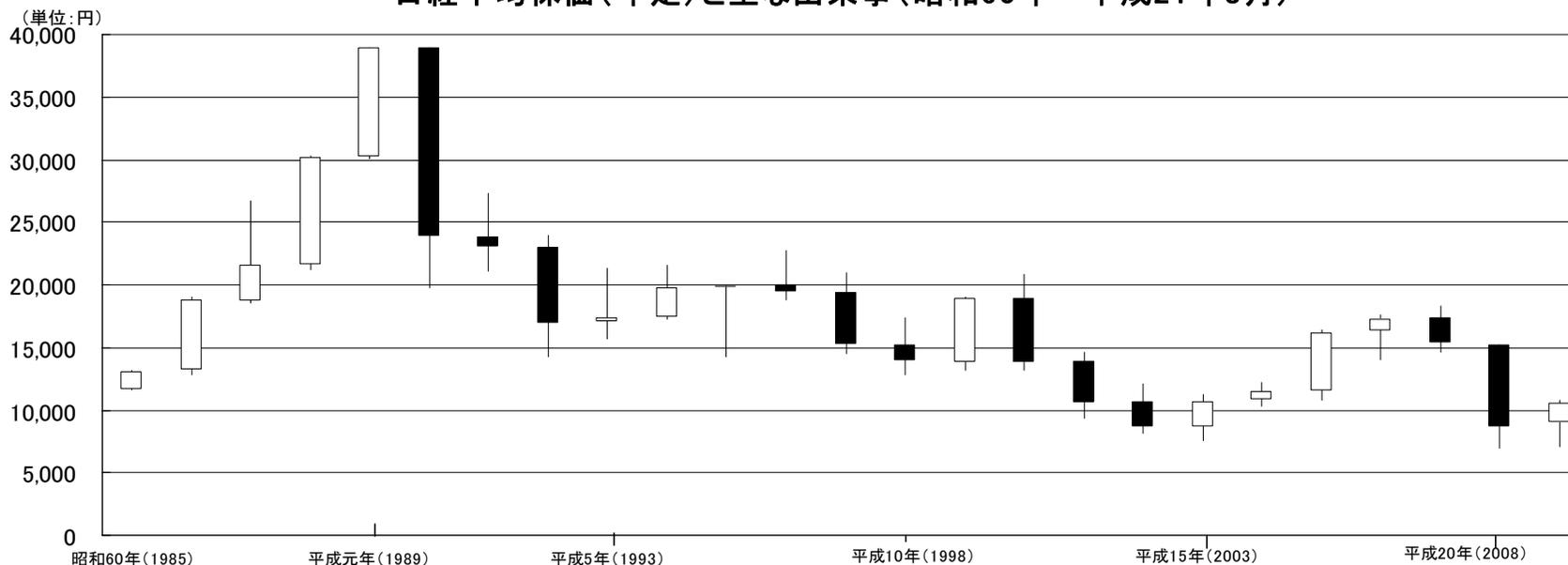
(参入・退出証券会社:社数)

(証券会社計:社数)



(注) 平成19年9月30日の金融商品取引法施行後は、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者(金融商品取引法28条1項1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者)の数。

日経平均株価(年足)と主な出来事(昭和60年～平成21年8月)



S				H																											
6	6	6	6	元	2	2	3	3	3	5	6	7	7	9	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
0	1	2	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	1	1	2	3	3	4	5	7	8	8	9	0	0
/	/	/	/	4	3	8	1	6	1	1	6	1	4	4	7	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
9	1	2	1						2	1					1	1	1	2	1	8	3	9	1	5	4	1	3	9	9	1	
0	0	0														0	2	0												1	
プラザ合意	N T T 株式の一般放出開始	公定歩合史上最低の2.5%に引下げ	ブラックマンデー	消費税率スタート(3%)	土地関連融資の抑制(総量規制)	公定歩合6.0%に引上げ	湾岸戦争勃発	証券不祥事(損失補填問題)	ソ連崩壊	欧州連合(EU)発足	ドル・円レート100円突破	阪神・淡路大震災	ドル・円レート80円突破	消費税率を5%に引き上げ	アジア通貨危機	山一証券破綻	長銀破綻	金融システム改革法施行、日債銀破綻	日銀ゼロ金利政策完全自由化	株式売却手数料完全自由化	ゼロ金利政策解除	米国の同時多発テロ	日銀量的緩和政策を決定	EU、通貨をユーロに統合	リソナグループ資本注入	ペイオフ完全実施	量的緩和策解除	金融商品取引法施行	ライブドア事件	第1回G20金融サミット(ワシントン)	

日経平均
 (最高値) 38,915円(H元.12.29)
 (最安値) 7,054円(H21.3.10)

制度開示と適時開示(タイムリーディスクロージャー)

【制度開示】	金商法	金融庁企業開示課	財務局 監査官部門	発行者側
				発行開示 有価証券届出書(法5条) 継続開示 有価証券報告書(法24条)、四半期報告書(法24条の4の7) 臨時報告書(法24条の5)、内部統制報告書(法24条の4の4)
				投資者側
				大量保有報告書(法27条の23) 公開買付届出書(法27条の3)

【適時開示】	取引所業務規程等	(金商法上の認可事項)	取引所 上場管理部門	適時開示が求められる情報: 投資者の投資判断に重要な影響を与える 会社の業務、運営又は業績等に関する情報
				<ul style="list-style-type: none"> 決定事実に関する情報 株式、新株予約権の募集・売出し 株式交換、公認会計士の異動 代表取締役の異動 等 発生事実に関する情報 災害に起因する損害、主要株主の異動 等 決算に関する情報 決算短信、四半期決算短信、業績予想の修正 等

上場会社の提出する発行開示の事由は、適時開示の対象にもなる。

実務上は、上場会社は上場契約/上場規程・規則等に基づき、開示内容について取引所との間で事前相談などやりとりをしている。

有価証券報告書等の受理件数の推移(全国分)

国内会社				
区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
有価証券報告書	4,566	4,676	4,757	4,807
半期報告書	4,542	4,630	4,691	4,779
臨時報告書	3,370	3,612	3,411	3,367
有価証券届出書	910	1,071	977	661
発行登録書	160	191	227	224
計	13,548	14,180	14,063	13,838

外国会社等(外国政府等、投資信託等を含む)				
区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
有価証券報告書	2,985	3,200	3,497	3,934
半期報告書	2,021	2,058	2,166	2,187
臨時報告書	2,717	2,887	2,906	3,407
有価証券届出書	2,530	2,814	2,908	3,166
発行登録書	71	74	75	83
計	10,324	11,033	11,552	12,777

※ 有価証券報告書等の提出先は、提出会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局。
(資本金50億円以上の上場会社は、関東財務局)

(出典) 関東財務局ホームページ

金融商品取引法の禁止する不公正取引

不正行為一般 (法第157条)

風説の流布、偽計等 (法第158条)

相場操縦行為等 (法第159条)

会社関係者^{*}のインサイダー取引 (法第166条)

公開買付者等関係者のインサイダー取引
(法第167条)

* 上場会社の役員・主要株主の自社株売買については、この他、売買報告書提出義務や短期売買差益の提供請求に関する規制がある。(法第163条、第164条)

インサイダー取引を防止するために

(金商法第166条第1項)

会社関係者...であって...

誰によるインサイダー取引を防止するのか？

重要事実を...知ったものは、...

何が、いつから重要事実なのか？

不必要な情報が「知られないように」するには？

tippingの防止

重要事実の公表がされた後でなければ...

適時開示

特定有価証券等に係る...売買等...をしてはならない。

社内ルール(許可制・届出制)

(金商法第167条第1項)

公開買付について ~ と同様の規定

※ 詳しくは、「こんぷらくンインサイダー取引規制Q&A」(東京証券取引所自主規制法人)、
「ポイント解説インサイダー取引規制入門」(ジャスダック証券取引所)等をご参照ください。

インサイダー取引規制に違反すると...

課徴金

- ・違反行為によって得た利得相当額^{*}の課徴金が課せられる。

* 実際の課徴金額の計算方法は金融商品取引法に規定されている。

(参考) 平成20年12月施行の金融商品取引法で以下の見直しが行われた。

- ・違反者の密接・特殊関係者(子会社、親族等を規定)の計算において違反行為を行った場合も、自己の計算で行ったものとみなす。
- ・課徴金の水準について、重要事実公表日の翌日の終値から、公表後2週間以内の最高値/最安値に計算の基準を変更。
- ・除斥期間を3年から5年に延長 等。

刑事罰

- ・5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科
- ・インサイダー取引により得た財産の没収、追徴
- ・法人業務に関してインサイダー取引をした場合には、法人に5億円以下の罰金
- ・情報伝達者も共犯、教唆罪になる可能性がある。

その他、会社からの懲戒や社会的信用の失墜も

インサイダー取引：事例 1〔課徴金事例集(21年6月) 32〕

1. 違反行為者
上場会社 A 社(公開買付者)の監査役
2. 重要事実の決定・伝達
3月19日 A社の経営執行会議(あらかじめ取締役会で指名された取締役及び執行役員、常勤監査役で構成)において、上場子会社である B 社を公開買付けにより完全子会社化することについて、5月14日に取締役会決議及び公表を行うことを前提に準備を進めていくことが決定された。
違反行為者は、上記の A 社経営執行会議に出席し、当該公開買付けの実施に関する事実を知った。
3. 重要事実の公表
5月15日午前3時00分頃 公表
(A社は、5月14日午後3時頃、記者クラブに公表資料の投込みを行って公開しており、その12時間後に公表されたこととなる。)
4. 違反行為者の取引
4月27日、5月11日及び同月14日に、B社株券合計3,200株を買付価額559万8,000円でA社社員名義の証券口座を利用して買付け
5. 課徴金額
144万円

1. 違反行為者

上場会社A社の取引先B社(非上場)の社員(非役員、総務・経理や伝票整理などの庶務に関する職務に従事)

2. 重要事実の決定・伝達

11月8日 社内調査の結果、製品の試験数値の改ざんが判明し、A社社長に報告され、改ざんの実態がA社において確認された。

11月19日 社内調査の結果、製品の板厚の改ざんが判明し、A社社長に報告され、改ざんの実態がA社において確認された。

A社社員は、A社役員から、当該重要事実の公表前に、混乱が生じないように販売先を回って事情を説明するよう指示を受け、B社の他の社員に対し、11月19日に製品の試験数値の改ざんの実態を、20日に製品の板厚の改ざんの実態をそれぞれ伝えた。

当該重要事実を知ったB社の他の社員は、当該重要事実に関する客先からの照会に備えて製品納入実績などの資料を作成したり、客先からの問い合わせなどに対応してもらうため、違反行為者を含むB社の部下社員に当該重要事実を伝えた。

3. 重要事実の公表

11月21日午後1時30分 公表(T Dnet)

4. 違反行為者の取引

11月21日の午後1時30分より前に、A社株券合計1万1,000株を売付価額345万4,000円で信用取引により売付け

5. 課徴金額

121万円

6. その他

法第166条第2項第4号(いわゆるバスケット条項)の適用

A社が製造、販売する製品について強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことは、

- ・ A社の財務面に大きな影響を及ぼすおそれがあったこと、
- ・ A社の社会的信用を著しく低下させ、今後の業務の展開に重大な支障を及ぼしかねないものであるとともに、市場の信頼性を損なうおそれのあるものであったこと

等に鑑み、当該事実は同社の「業務に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当すると認定した。

インサイダー取引：事例3〔課徴金事例集(21年6月) 31〕

1. 違反行為者
 違反行為者 X社社員 の高校時代の友人
 違反行為者 X社社員 の元同僚
2. 重要事実の決定・伝達
 違反行為者 については(別表1)、違反行為者 については(別表2)を参照
 X社は、公開買付者との間で公開買付関係書類の制作等に関する業務委託契約を締結したものであり、X社社員 及び は、それぞれ当該契約の履行に関し、これら公開買付けに関する事実を知った。
 違反行為者 は、X社社員 の高校時代の友人であり、X社社員 から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。
 違反行為者 は、X社社員 の元同僚であり、X社社員 から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。
3. 重要事実の公表
 違反行為者 については(別表1)、違反行為者 については(別表2)を参照
4. 違反行為者の取引
 違反行為者 当該事実の公表前に、合計10社の株券合計1万1,700株を買付価額833万9,000円で買付け
 違反行為者 当該事実の公表前に、合計3社の株券合計2,100株を買付価額404万500円で自己名義及び配偶者名義の証券口座を利用して買付け
5. 課徴金額
 違反行為者 167万円
 違反行為者 76万円

(別表1 - (1))

公開買付者	A社	B社	C社	D社	E社
重要事実等の決定機関	A社 代表取締役	B社取締役 3名	C社社長	経営戦略会議 (社内取締役、社内監査役がメンバー)	E社社長
重要事実等の決定時期	7月11日まで	10月6日まで	1月23日まで	前年 11月14日	6月1日
取締役会等決議日	11月10日	11月24日	1月30日	4月24日	7月21日
重要事実等の伝達	11月7日頃	11月21日頃	1月28日頃	4月16日頃	7月21日頃
公開買付けの公表日	11月11日	11月25日	1月31日	4月24日	7月24日
違反行為者の買付状況					
買付日	11月10日	11月24日	1月30日	4月20日	7月21日
買付株数	1,000株	1,000株	500株	200株	1,000株
買付価額	453,000円	485,000円	1,340,000円	996,000円	612,000円

(別表1 - (2))

公開買付者	F社	G社	H社	I社	J社
重要事実等の決定機関	F社取締役2名 及び指名役員	投資の可否を決 める委員会	H社の100%親会社の社長	I社の役員ミーティング	J社の取締役4名
重要事実等の決定時期	9月11日まで	8月21日まで	9月25日	前年 12月17日	6月12日まで
取締役会等決議日	10月31日	10月31日	11月17日	3月8日	8月6日
重要事実等の伝達	10月25日頃	10月25日頃	11月17日	3月7日頃	8月4日頃
公開買付けの公表日	11月1日	10月31日	11月18日	3月9日	8月7日
違反行為者の買付状況					
買付日	10月27日	10月30日	11月17日	3月7日	8月6日
買付株数	2,000株	1,000株	2,000株	1,000株	2,000株
買付価額	886,000円	560,000円	1,500,000円	408,000円	1,099,000円

(別表2)

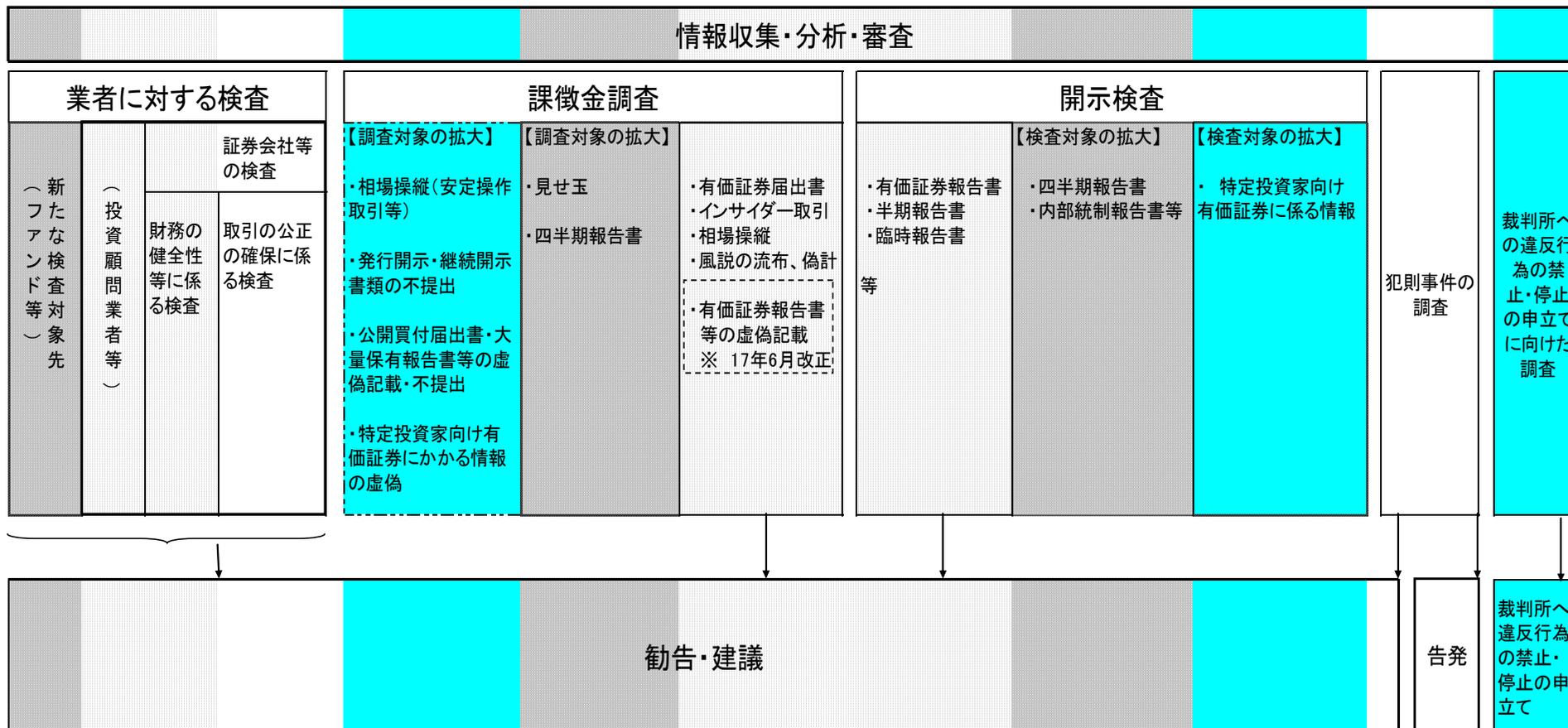
公開買付者	K社	C社	L社
重要事実等の決定機関	戦略会議 (社内取締役及び執行役専務がメンバー)	C社社長	L社社長及び 専務取締役
重要事実等の決定時期	7月20日	3月1日まで	9月4日まで
取締役会等決議日	12月15日	4月3日	10月2日
重要事実等の伝達	12月12日頃	3月20日頃	9月29日頃
公開買付けの公表日	12月16日	4月5日	10月3日
違反行為者の買付状況			
買付日	12月13日	3月23日	10月2日
買付株数	1,000株	400株	700株
買付価額	1,599,000円	1,992,000円	449,500円

インサイダー取引：事例4〔課徴金事例集(21年6月) 25〕

1. 違反行為者
上場会社A社と監査契約を締結している監査法人に所属する公認会計士(非社員。当時監査法人において上場会社A社の監査業務に従事)
2. 重要事実の決定・伝達
2月28日 取締役、常勤監査役、各グループの責任者、関係会社役員等が出席する計数管理会議で、業績予想値を下方修正することを承認。
(重要事実に係る取締役会決議は3月20日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

監査法人においてA社の監査業務に従事していた同じチームの別の公認会計士は、A社から業績予想値の下方修正の事実を知らされ、3月7日、その内容をメールで違反行為者に伝達した。
3. 重要事実の公表
3月20日午後3時頃 公表(T Dnet)
4. 違反行為者の取引
3月12日から20日までの間に、A社の株券合計261株を売付価額1,225万6,700円で知人名義の証券口座を利用して信用取引により売付け
5. 課徴金額
134万円

証券監視委の機能



- | | | | |
|--|-------------------|---|------------------|
| | 平成16年6月 証券取引法改正 | } | により調査・検査対象となった部分 |
| | 平成18年6月 金融商品取引法 | | |
| | 平成20年6月 金融商品取引法改正 | | |

証券監視委の活動状況(件数)

区分	事務年度 ^{*1}	H15	H16	H17	H18	H19	H20
犯則事件の告発		10	11	11	13	10	13
勧告		26	17	39	43	59	50
証券会社等に対する処分に係る勧告		26	17	29	28	28	18
課徴金納付命令に関する勧告				9	14	31	32
訂正報告書等の提出命令に関する勧告				1	1	0	0
問題点が認められた会社数 ^{*2}		67	67	93	142	121	112
建議		1	0	5	3	0	4
取引審査件数		687	674	875	1,039	1,098	1,031

*1 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。

*2 「問題点が認められた会社数」とは、証券検査の検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉や空売りなど)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示・IRなど)やファイナンス(疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題……など

金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等の経営管理態勢に関する問題……など

その他の情報

疑わしい金融商品やファンド、無登録業者……など



お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通:03-3581-9909 代表:03-3506-6000 FAX:03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

インサイダー取引と適正開示

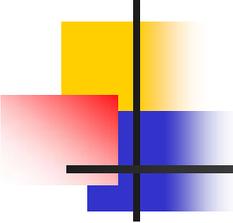
-市場監視の現場から公認会計士の皆様に望みたいこと-
(適正開示について)

平成21年10月8日(木)

証券取引等監視委員会事務局

主任証券調査官

中家 華江



Topics

1. **課徴金勧告された虚偽記載の事例**
 - (1) 虚偽記載の事例
 - (2) 不適正な会計処理の手口
2. **虚偽記載と会計士の役割**
3. **犯則事件の調査**
4. **監視委員会の最近の取組み**

1. 課徴金勧告された虚偽記載の事例

(1) 虚偽記載の事例①

	業種名	対象開示書類等	課徴金の額	問題とされた主な会計処理	市場
1	建設業	有報	200万円	退職給付引当金の過少計上	ジャスダック
2	建設業	届出書・半報	1億3133万円	売上原価の付替・繰延べ	ジャスダック
3	証券業	発行登録追補書類	5億円	実質的に支配している孫会社の連結はずし等	東証1部、大証1部、名証1部
4	情報・通信業	届出書・半報	2259万円	損失の繰延べ	ヘラクレス
5	情報・通信業	届出書・有報・半報	222万9999円	架空売上の計上	ヘラクレス
6	小売業	有報(2期)・半報	600万円	売上原価・販売費及び一般管理費の過少計上	東証1部
7	建設業	有報・半報(2期)	349万9999円	リース資産等の減価償却費の過少計上	東証1部

(1) 虚偽記載の事例②

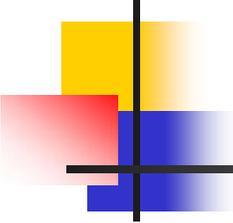
	業種名	対象開示書類等	課徴金の額	問題とされた主な会計処理	市場
8	電気機器業	半報	830万円	関係会社株式の過大計上、関係会社損失引当金の過少計上	東証1部・大証1部
9	情報・通信業	有報等	300万円	架空売上及び架空仕入の計上	東証2部
10	情報・通信業	届出書・有報(2期)・半報	1957万円	売上の過大計上等	ヘラクレス
11	小売業	有報・半報	165万9999円	売上の前倒し計上	東証1部
12	建設業	有報・半報	199万9999円	売上の前倒し計上	福岡
13	機械業	有報	300万円	売上の前倒し計上	ジャスダック
14	卸売業	有報(2期)・半報	500万円	売上原価の過少計上等	ジャスダック

(1) 虚偽記載の事例③

	業種名	対象開示書類等	課徴金の額	問題とされた主な会計処理	市場
15	機械業	届出書・有報・半報・発行登録追補書類	15億 9457万 9999円	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等	東証1部、大証1部、名古屋、札幌、福岡
16	建設業	届出書・有報(2期)・半報(2期)	2499万 9999円	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等	東証1部、大証1部
17	建設業	届出書・有報(2期)・半報(2期)	1266万 円	売上の過大計上、減損損失の不計上等	大証2部
18	サービス業	有報	300万円	売上の前倒し計上	ヘラクレス
19	卸売業	有報(2期)・半報(2期)	750百万 円	売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上	札幌
20	倉庫・運輸業	届出書・有報(3期)・半報(3期)	2億2424 万円	売上の過大計上等	大証2部
21	機械業	有報・半報	300万円	売上の前倒し計上等	ジャスダック

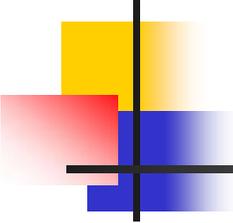
(1) 虚偽記載の事例④

	業種名	対象開示書類等	課徴金の額	問題とされた主な会計処理	市場
22	情報・通信業	届出書・有報(2期)・半報(2期)	3393万円	無形固定資産の過大計上等	東証マザーズ
23	情報・通信業	有報・四半期(2期)	600万円	売上・無形固定資産の過大計上等	ヘラクレス
24	サービス業	有報・半報	600万円	架空売上の計上、無形固定資産の過大計上等	東証マザーズ
25	輸送用機器業	有報(3期)・半報(2期)・四半期	1816万9998円	売上原価の過少計上・有形固定資産の過大計上等	東証1部、名証1部
26	小売業	届出書・有報(2期)・半報・臨時報告書	2億5353万円	不動産証券化にかかる匿名組合精算配当金の不正計上	東証1部
27	卸売業	有報	300万円	架空売上及び架空売上原価の計上等	大証2部



(1) 虚偽記載の事例(まとめ)

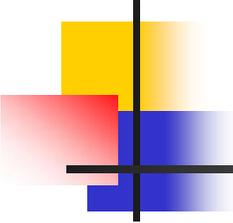
- 売上の認識
- 棚卸資産
- ソフトウェア・のれん
- 連結の範囲
- 繰延税金資産
- 減損会計



(2)不適正な会計処理の手口

➤ 売上の認識

- ① 売上の前倒し計上
- ② 工事進行基準を用いた売上の過大計上
- ③ 架空売上の計上
- ④ 架空循環取引による売上計上



①売上の前倒し計上

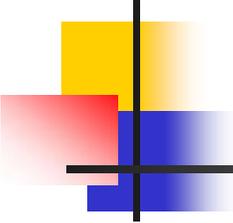
➤ 財務分析による特徴

- 前倒しの規模は年々増加傾向
- 売上粗利益率は訂正の前後でほとんど変化せず
- 売上債権回転期間も訂正の前後でほとんど変化せず
- 営業キャッシュ・フローの額は訂正の前後で変わらず、黒字のこともある

①売上の前倒し計上(続)

➤ 留意事項①(参考図表)

会社	項目	X1年中間		X1年期末	
		訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
A社	営業キャッシュフロー	1,174	1,174	-2,116	-2,116
	売上債権回転期間(月)	1.61	1.40	2.26	2.08
	売上粗利益率	24.27%	24.34%	23.86%	23.90%
B社	営業キャッシュフロー	877	877	2,193	2,193
	売上債権回転期間(月)	0.39	0.16	0.29	0.17
	売上粗利益率	16.06%	16.02%	16.36%	16.41%
C社	営業キャッシュフロー	-113	-113	146	146
	売上債権回転期間(月)	4.56	4.54	3.33	2.21
	売上粗利益率	37.47%	37.62%	33.78%	32.91%



①売上の前倒し計上(続)

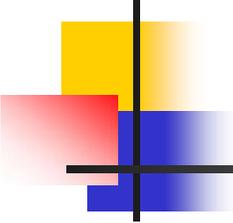
➤ 留意事項②

- 売上の前倒しと平行して行なわれる他の不適正な会計処理の可能性
- 四半期末月、期末月に集中して計上された多額の売上高の期間帰属性

②工事進行基準を用いた売上の過大計上

➤ 工事進行基準の計算式の例

- 工事進捗率 = $\frac{\text{累計実際発生原価}}{\text{見積総原価}}$
- 当期売上 = $\frac{\text{累計実際発生原価}}{\text{見積総原価}} \times \text{請負額} - \text{前期までに認識された収益}$
- 当期原価 = $\frac{\text{累計実際発生原価}}{\text{見積総原価}} \times \text{見積総原価} - \text{前期までに認識された原価}$



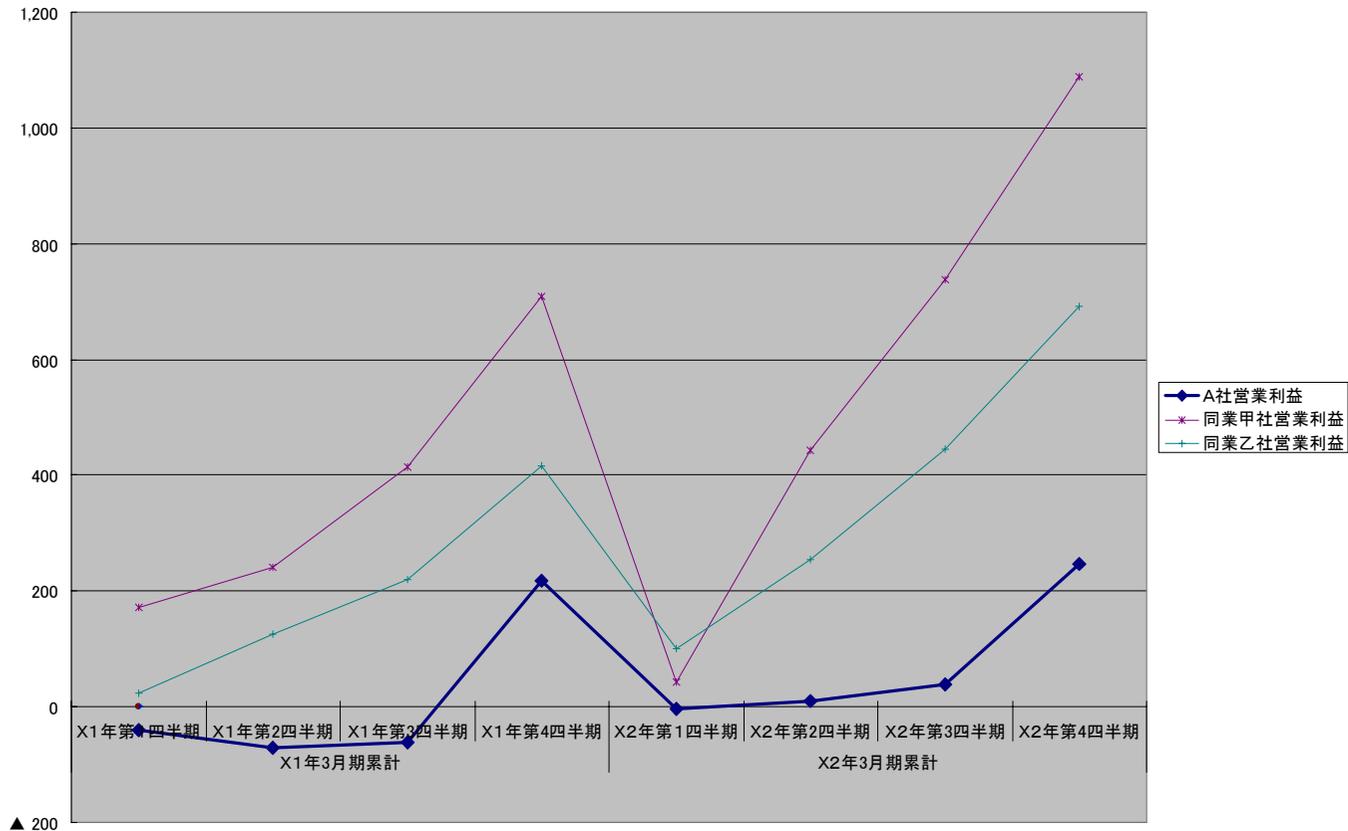
②工事進行基準を用いた売上の過大計上

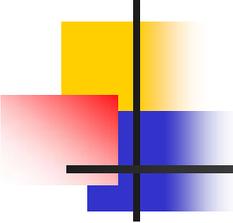
➤ 留意事項①

- 見積もりの合理性の評価
- 営業利益率の推移

②工事進行基準を用いた売上の過大計上(続)

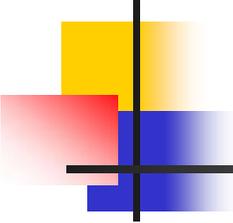
➤ 留意事項②(参考グラフ)





③ 架空売上の計上

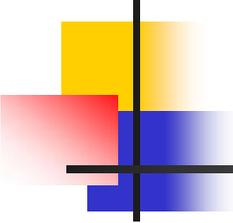
- 架空売上の計上を行なった取引
 - 不動産請負工事、電気通信工事、システム開発、システムに係る機器及びソフトウェア導入支援作業、コンサルティング、ソフトウェア、不良テレビ在庫等



③ 架空売上の計上(続)

➤ 留意事項

- 期末月に計上された、多額の売上高
- 売上原価の計上のない売上高
- 証憑が揃っていない多額の売上高、社内の受注・売上規程を遵守していない売上取引
- 長期間、入金のない売上債権

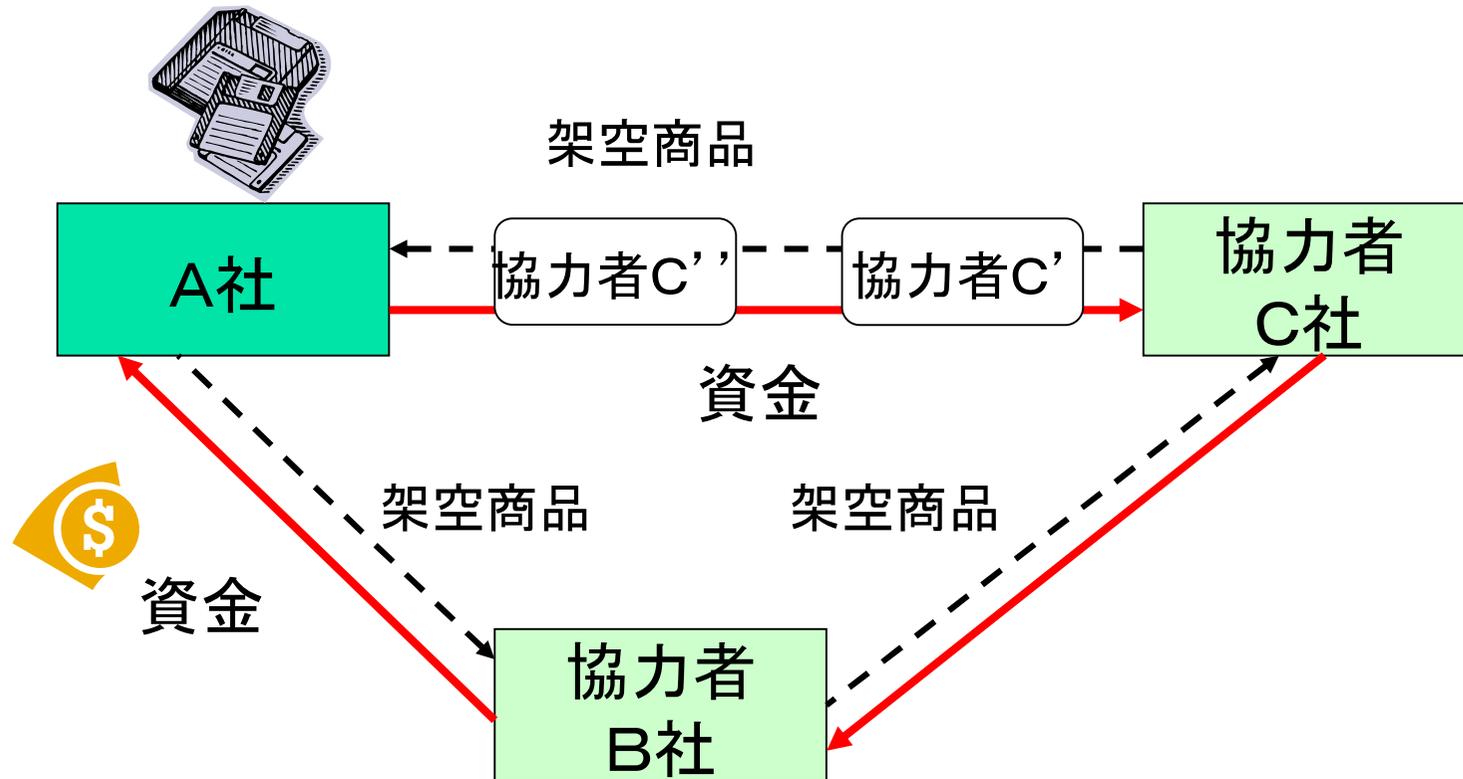


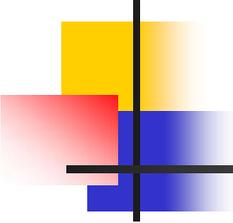
④ 架空循環取引による売上計上

- 架空循環取引に用いられた取引
 - 業務委託料、コンサルティング料、ITシステム開発ツール、システム販売、ソフトウェア、鮭、蟹等

④ 架空循環取引による売上計上 (続)

➤ 架空循環取引の例

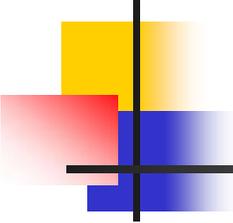




④ 架空循環取引による売上計上 (続)

➤ 留意事項

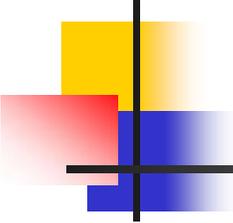
- ・ 証憑や内容の不明瞭な多額の売上及び仕入
- ・ 取引の経緯や内容の不明瞭な、ほぼ同時期の売上高や仕入又は売上原価の計上
- ・ 証憑が揃っていない多額の売上高、社内の受注・売上規程を遵守していない売上取引
- ・ 内容の不明瞭な多額の無形固定資産
- ・ 多額な棚卸資産、預け在庫



2. 虚偽記載と会計士の役割

➤ 重要な虚偽記載の及ぼす影響

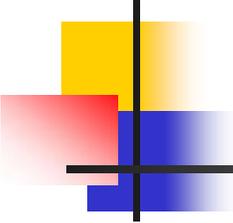
- 不正な会計処理による影響は広範囲である
株主、債権者、従業員、取引先、証券会社、監査人等
- 社会との期待ギャップ
- なぜ不適切な会計処理は看過されたのか？



2. 虚偽記載と会計士の役割(続)

➤ 企業行動上の問題

- 経営者や役職員による嘘の説明
- 担当者による検収書、出荷指図書、請求書、領収書の偽造
- 担当者による記録の隠蔽
- 担当者、役員、協力者による入金偽装
- 監査対策としての組織ぐるみの偽装工作

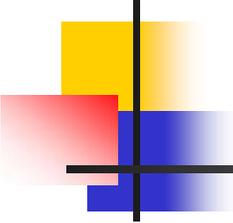


2. 虚偽記載と会計士の役割(続)

➤ 内部統制の固有の限界

- 複数の担当者による共謀
- 経営者による内部統制の無視等

(参考:財務報告に係る内部統制の評価
及び監査の基準3. 内部統制の限界)



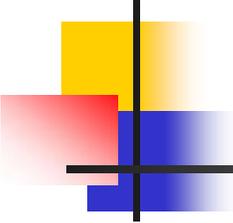
2. 虚偽記載と会計士の役割(続)

➤ 財務諸表監査における不正への対応

- ・ 動機・プレッシャー
- ・ 機会
- ・ 正当化

(監査基準委員会報告書第35号第51項)

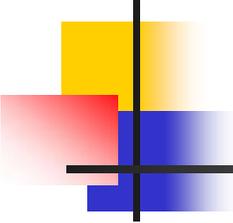
⇒監査人の不正リスクへの認識と対応が
重要



3. 犯則事件の調査

➤ 新規上場時にかかる粉飾事案

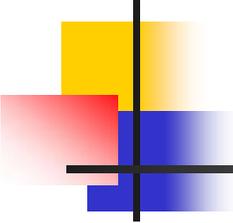
- 新規上場時に提出した有価証券届出書及びその後の有価証券報告書等
- 犯則嫌疑法人の監査を行なった公認会計士についても虚偽記載への積極的関与が認められた



4. 監視委員会の最近の取組み

➤ 不適切なファイナンスの問題

- 仮装払込・架空増資が疑われる事案
- 上場会社と非上場会社との株式交換から生ずる懸念



4. 監視委員会の最近の取組み(続)

▶ 不適切なファイナンスと虚偽記載

- ・ ファイナンスとともに、株価操縦、風説の流布、インサイダー取引等が行われる複合的な不正行為の懸念
- ・ 財務諸表の虚偽記載の懸念